

○村山市議会委員会等傍聴要項

(趣旨)

第1条 この要項は、次条に定める会議（以下「委員会等」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象とする会議)

第2条 この要項の対象とする会議は、次に掲げるものとする。なお、議場で行われる特別委員会等については村山市議会傍聴規則を適用する。

- (1) 常任委員会
- (2) 議会運営委員会
- (3) 特別委員会
- (4) 協議又は調整を行うための場
- (5) その他議長が認める会議

(傍聴の自由)

第3条 委員会等の議事は、原則公開する。ただし、秘密会、個人情報及び特定のものに対する利害が含まれる場合は、この限りでない。

(傍聴の手続き)

第4条 委員会等を傍聴しようとする者は、審査日毎に、委員会の招集前までに、所定の場所で傍聴人受付票に住所、氏名を記入しなければならない。

- 2 傍聴の申込者数が、別に定める各委員会室等の定員を超える場合は申込者間の協議又は抽選で傍聴者を決定する。
- 3 傍聴者は、傍聴を希望する事件の審査が終了した後は、速やかに退席するものとする。

(傍聴人の定員)

第5条 傍聴人の定員は次の各号に掲げる場所の区分に応じ、当該各号に定める定員とする。ただし報道機関及び議員は含めないものとする。

- (1) 委員会室 5人
- (2) 全員協議会室 15人

(資料の配布等)

第6条 委員長等は次に掲げる資料を配布することができる。

- (1) 議事次第
 - (2) その他、委員長等が特に認めた資料
- (傍聴席に入ることができない者、傍聴人が守るべき事項等)

第7条 傍聴席に入ることができない者、傍聴人が守るべき事項、係員の指示及び違反に対する措置については村山市議会傍聴規則第6条から第11条を準用する。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人がこの規程に違反するときは、委員長等はこれを制止し、その命令に従わない場合は、これを退場させることができる。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

(附則)

- 1 この要項は平成26年7月1日から施行する。
- 2 村山市議会委員会傍聴実施要項（平成16年3月2日施行）は廃止する。